

結業両店ヨリ全職工ニ對スル六日分ノ賃銀五百十圓ヲ當分ノ食
 費トシテ出資シ又石炭燃料ヲ納ムル事ノ責任ヲ持タシムルコト
 ヲ工場主ト、間ニ奔走斡旋ヲ受ケテ二月六日夜別記貴書ノ條件
 ニテ円満解決セリ
 右及申(通)報候也

別記

貴書

今般機合社高澤製糖所經營主幹從業員向ニ於テル事係重要ノ左記事項ニテ円満解
 決スルヲ貴書ニ通ラ作製ニ勞資両者ニ於テ各一通ヲ保存スルモノトス

- 一 昭和五年度分及七年度分及昭和八年一月二十七日迄、貸借債報ハ通件ニテ
- 一ノ年商大冊延期ノ事
- 二 前項貸借債報、内三分ノ本日受取ル
- 三 本日以後、貸借帳中三分ノ本日以前借入
- 四 上債と稱期日ヲ毎月六日、二十日、二回トス
- 五 但シ三月分迄ハ多少時日、延長又稱ラ承認ス
- 六 四月分以後、上債大冊方法ハ十五日分宛大冊ノ事
- 七 職工長ニ年俸專右即從業員承認ス
- 八 從業員ニテ今若業務ニ不忠實ナル者ハ解雇承認ノ事

機合社高澤製糖所社長 高沢 次郎
 代理 坂本 善次郎
 從業員代表 佐藤 善次郎
 五人
 武内 義善 佐藤 善次郎 坂本 善次郎 中村 善次郎 内田 義善
 作梅 助 郎 郎 郎 郎 郎